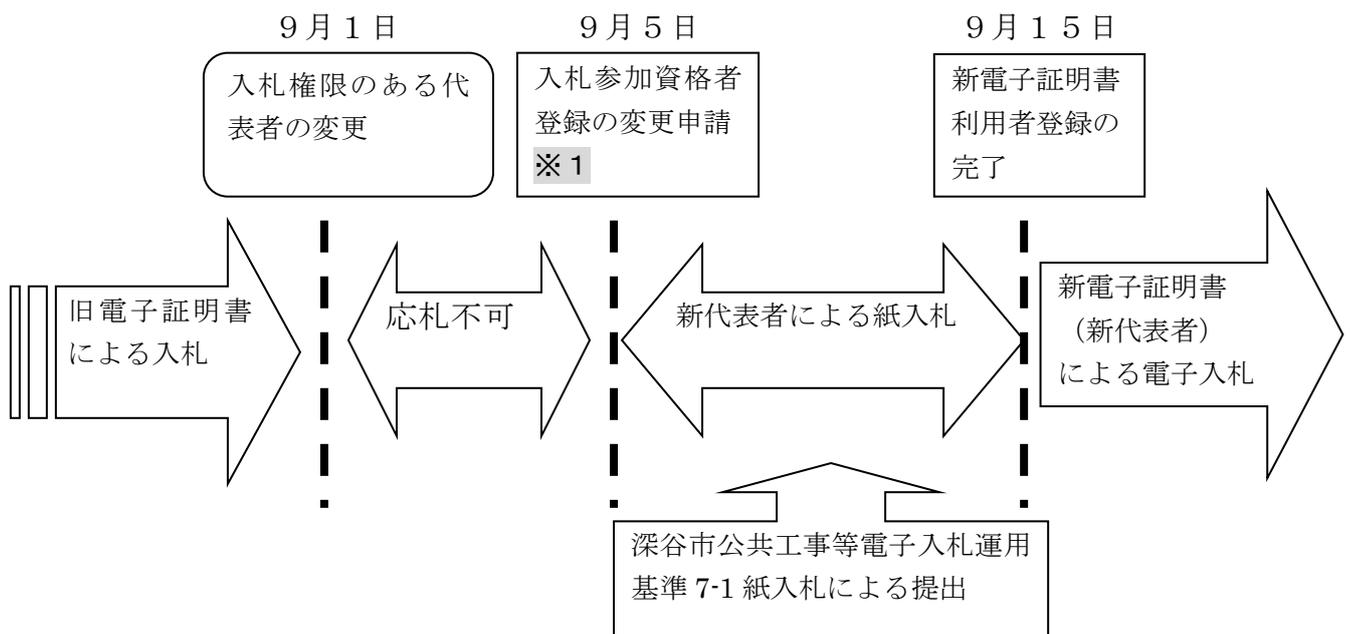


電子入札システムにおける代表者等変更時の取扱いについて

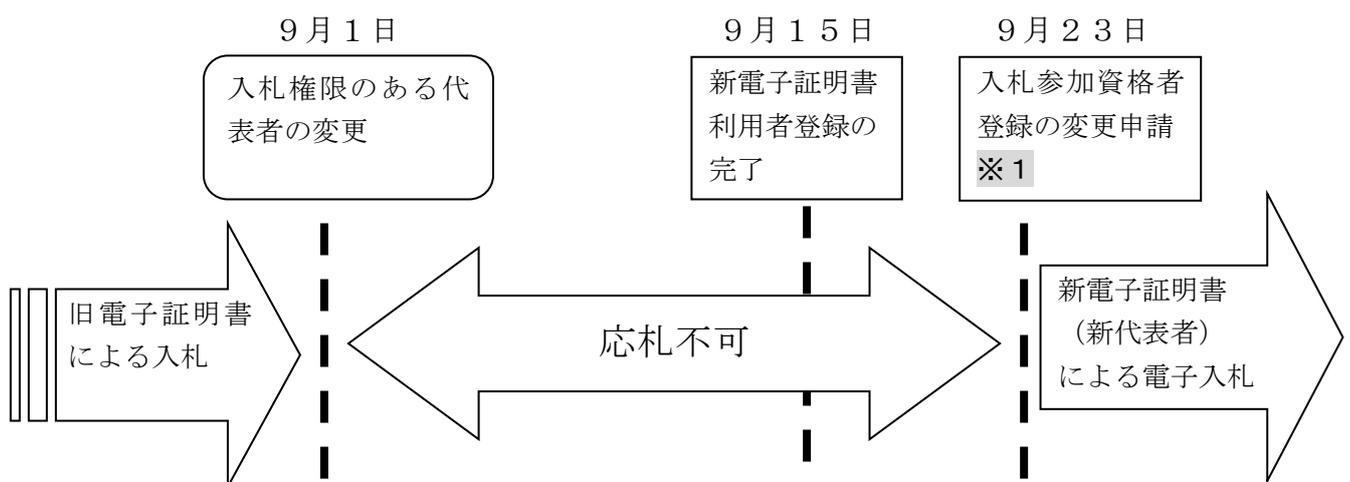
深谷市

事業所の代表者変更時における競争入札参加資格申請（変更申請）の状況と応札時に使用する電子証明書の名義の関係を次のとおり整理します。

入札の例（１）



入札の例（２）



※1 電子入札システムの変更審査が終了している又は、埼玉県への変更申請資料（送付票など）を契約検査課の窓口へ提出した時点

★代表者変更の受付中である場合は、原則、変更登記申請手続又は建設業許可変更届等（受理印があるもの）をもって確認する。

【例示】競争入札参加資格申請の状況を電子入札案件への参加

[〇〇社の代理人がA支店長からB支店長に変更になった場合]

競争入札参加資格申請 (変更申請)の状況	電子入札案件への参加	
	新電子証明書 (B支店長名義)	旧電子証明書 (A支店長名義)
変更申請を行っている	○ 有効	× 無効
変更申請を行っていない	× 無効	× 無効

具体的な確認方法

事業所の代表者変更後、以下の手順が終了していれば、電子入札を認めることとします。

- ① 電子入札システムの変更審査が終了している又は、埼玉県への変更申請資料（送付票など）を契約検査課窓口へ提出し審査が終了した時点
(確認方法)
代表自治体の変更審査が終了しているかは、電子入札システムにより確認します。
- ② 電子証明書の名義変更が終了し、利用者登録が完了している。
(確認方法)
電子入札システムから、電子証明書の名義変更・利用者登録が完了しているか確認します。

※ 上記①、②の手続が終了していれば、変更手続は、完了したことになるため、電子入札システムでの参加を認めることとします。